

次世代育成支援対策推進法
及び女性活躍推進法に基づく

学校法人北越高等学校 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までに5年間

2 内容

目標1 子育てのための休暇制度をはじめ、看護・介護などに利用できる休暇、休職制度等について、教職員への周知を図る。

〈対策〉

令和4年5月～

子育て、看護、介護等に利用できる各種の休暇制度についてのリーフレットなどを作成し、教職員に周知する。特に、男性職員の育児休業についてアピールする。

目標2 日を単位とする年5日以上の子次有給休暇を取得する教職員の割合を100%とする。

〈対策〉

令和4年10月～

年次有給休暇取得が5日未満の教職員に対し、今後の計画取得予定を提出させ、教職員全員が年5日以上の子次有給休暇を取得する。

目標3 時間外労働を縮減させるため、ノー残業デーを設定し、実施する。

〈対策〉

令和4年7月～

ノー残業デーを設定して教職員に周知し、当日は管理職が声掛けするなどによりノー残業デーを実施する。